

民間資金等活用事業推進委員会
第18回計画部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第18回計画部会 議事次第

日 時：令和元年5月10日（金）15:00～15:48

場 所：合同庁舎8号館6階623会議室

出席者：【内閣府】石川審議官、坂本参事官、宇根
企画官、阿部企画官、柳澤参事官補佐、草野参事
官補佐

【計画部会専門委員】柳川部会長、根本部会長代
理、赤羽専門委員、足立専門委員、石田専門委
員、井上専門委員、大西専門委員、小森専門委員、
財間専門委員、鈴木専門委員、本田専門委員、廻
専門委員

1. 開 会

2. 議 事

(1) 今後のスケジュール

(2) PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）（案）について

3. 閉 会

○宇根企画官

ただいまから、令和第1回目のPFI推進委員会の計画部会を始めさせていただきたいと思
います。

私は、事務局であります内閣府PFI推進室の宇根でございます。本日もよろしくお願
いいたします。

それでは、冒頭に、4月の人事異動等に伴いまして、専門委員の交代がございました
ので、御紹介させていただきたいと思ます。

まず、岡山市の佐々木委員が退職に伴いまして委員を退任されましたので、御後任
として、富山市の政策監である本田政策監に就任いただきます。

よろしくお願いたします。

○本田専門委員 本田でございます。よろしくお願いたします。

○宇根企画官 また、みずほ銀行のプロジェクトファイナンス営業部長の白石委員も人
事異動で交代されましたので、後任の井上委員に本日から就任いただいております。
よろしくお願いたします。

○井上専門委員 井上です。よろしくお願いたします。

○宇根企画官 それでは、よろしくお願いいたします。

本日の出席状況についてですが、13名中12名が本日の委員会に参加いただいております
ので、規定に則して本日の部会が成立していることを報告申し上げます。

次に、本日の資料についてですが、これも例年同様ですけれども、アクションプランの
改定の内容については、アクションプランが決定されてから公表することになっておりま
すので、会が終わってすぐ公表されるのではなくて、例年ですと6月ごろに公表される
こととなりますので、御了承ください。

それでは、以降の議事につきましては、柳川部会長に進めていただきたいと存じます
ので、よろしくお願いいたします。

○柳川部会長 よろしくお願いいたします。

それでは、早速本日の議事に入らせていただきます。

まずは、事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○宇根企画官 本日の議事でございますけれども、次第を見ていただきますと（1）で今
後のスケジュール、（2）でPFIアクションプランの案についてということですが、2つあ
わせて説明を進めさせていただきます。

まず、資料1を見ていただいて、スケジュールについて御説明させていただきます。

真ん中の緑のところは計画部会のスケジュールについてですが、今回で、今期のアク
ションプランの改定に関する計画部会での議論は最後にさせていただく予定でござ
います。

そして、きょう皆様の御了承が得られれば、5月24日に黄色の親のPFI推進委員会のほう
にアクションプランの案を報告して、御審議いただくという形で、今後、進めさせて
いただきたいと思います。

アクションプランの決定については、全閣僚が参加するPFI推進会議というのが、今年の開催時期は未定ですけれども、例年ですと6月ごろにありますので、そこで決定されると、正式に公表されていくということになっております。

スケジュールのほうは以上でございます。

続きまして、議題2のアクションプランの改定案についてですが、資料は資料②-1とその後ろにある資料②-2の改定のポイント、そして資料②-3のアクションプラン改定の案の3つで御説明させていただきたいと思っております。

まず、資料②-1が前回、委員の皆様から指摘いただいた主な事項について、その対応について記載しておりますので、こちらを御説明させていただきたいと思っております。

資料②-1の1番から順に説明させていただきたいと思っております。

まず、ナンバー1ですけれども、キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対して、海外事例も踏まえた中で検討を進めることというのを本文に書いていたのですが、これについても、資料②-2の改定のポイントのほうに記載するべきではないかという御意見がありましたので、資料②-2の裏面になってしまうのですけれども、④ということで追記させていただいております。

内容についても、前回の書きぶりだと、この中の●の下2行の成果に応じて委託費を変動させる仕組みについて海外事例の調査ということを書かせていただいていたのですけれども、その前に1文加えまして、キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対してPPP/PFIの利用が進まない理由、効果的な普及策等を検討するとともに、各種支援制度を活用して導入を支援するというので、調査するだけではなくて、実際に導入を支援していったり、課題について検討して、必要な措置を講じていこうということを書かせていただいているところでございます。

続きまして、資料②-1に戻りまして、ナンバー2で、アクションプランの導入部に、前半期のレビューを記載するべきではないかという御意見をいただきました。

これについては、資料②-3を出していただき、1ページ目を見ていただきたいと思っております。下から2段落目に赤字で書いてありますが、こちらのほうで、アクションプランの前半期のレビューを行ったということを記載させていただくとともに、一番下の段落で、そのレビューも踏まえて、今回の改定を行うのだということを明記させていただきました。

続きまして、資料②-1に再び戻らせていただきまして、ナンバー3で、公共下水道と集落排水、浄化槽の3つの人口密度等ですみ分けしていく政策が変わっているが、集落排水のみ補助金の要件化がされていない。それについてはどう考えているのかということをお指摘いただきましたので、農水省のほうに確認しました。資料②-3の9ページをごらんください。上から2つ目に⑦という項目があると思っております。農業集落排水事業については、今回すぐに要件化ということまでは調整できなかったのですが、要件化に向けて検討を進めるということで、アクションプランのほうに明記するようにいたしました。

続きまして、資料②-1に戻りまして、ナンバー4と5が関連する事項でございますが、

まず、4ポツ、道路分野については、検討のまま変わっていないので野心的な提案を織り込んでほしいという話と、ナンバー5については、道路等に関する包括委託や複数年契約についても取り組みを記載してほしいということで御意見をいただいております。

これにつきましては、資料②-3のアクションプラン本文の19ページをごらんください。一番上の④の項目ですが、先ほどのポイントの④に書いている事項に該当することですけれども、インフラの老朽化に加えて、地方公共団体職員の人員が不足する中、キャッシュフローを生み出しにくいインフラ、これは道路も当然含まれるのですけれども、その他にも学校などいろいろあると思いますが、PPP/PFIの導入を今後、より積極的に推進していく必要がある。そのため、キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対してPPP/PFIの利用が進まない理由、効果的な普及策等を検討するとともに、各種支援制度を活用して導入を支援する。また、成果に応じて委託費を変動させる仕組みについて海外事例の調査を行い、導入について検討を行うということで、記載させていただいております。

道路も含めてキャッシュフローを生み出しにくいインフラについて、こういうことで施策を進めていきたいと考えております。

続きまして、資料②-1に戻っていただいて、ナンバー6の項目についてでございますが、学校について、築年数が若い校舎で廃校事例が見受けられるが、リース手法等についても補助金のイコールフットィング等を検討したほうがいいのかという御意見をいただいております。

これについては、文部科学省のほうから②-1の右側のほうに赤字で書いているような回答をいただいておりますが、趣旨としては、まず、1番目の段落、学校の建設に対する交付金については、建設国債を原資としているので、なかなか資産形成に資するもの以外は難しいということで、にわかに交付金をリースに対してもイコールフットィングすることはなかなか難しいということ。

あとは、下から4行目あたりから書いてありますが、個別施設計画などを策定する中で、長期的な視点を持ちながら、そもそも建設後数年で廃校となるようなことがないように、校舎の建設計画をしっかりとるように、地方公共団体に働きかけていきたいということで、回答のほうをいただいております。

ただ、委員のほうからリースも有効な手法ではないかということを言われておりますし、我々もまだしっかり精査できているわけではありませんが、リース会社等にヒアリングすれば、学校等については実際、リースでやっているような事例もあるということでございますので、そういったものを調べて、リースでやったほうが適切なケースもあれば、文科省とも相談しながら、そういったケースについてはリースを推奨していくとか、もしくは必要があれば、新たなリースも対象にした支援施策などを検討するとか、そういったことを調査した上で、また文科省と相談していきたいと、内閣府としては考えているところでございます。

続きまして、資料②-1のナンバー7についてでございますが、こちらは地方公共団体

の固定資産台帳について、デジタルデータで加工や操作ができるような形で公表してほしいという御意見がありました。

これについては、右側の赤字のところは総務省からの回答ですが、今も自治体のほうにそういう形で要請している。ただ、やり切れていないところもあるので、引き続き、自治体のほうには自治体データで公表するように促していきたいという回答をいただいております。

裏面に移らせていただいて、こちらは、根本委員のほうから提出いただいた意見に対する対応についてですが、まず、ナンバー1については、キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対してPPP/PFIをしっかりとやっていくよという話と、アベイラビリティペイメントなどの話がメインであると思いますが、それについては、先ほど、道路事業に対する指摘のところでも申し上げた項目が、これをほぼ包含するような形になっておりますので、資料②-3の19ページ、先ほど御説明した④の項目のほうで支援と検討を進めていきたいと考えております。

また、ナンバー2については、公共施設等運営権対象に建設（新增設）を含むことについてということですが、コンセッション事業について、建築事業、増改築についてどれぐらいコンセッションの中でやれるのかというのは不明確ではないかという指摘をいただいたり、下の3ポツの（1）では、SPCの株式の流動化の促進、3ポツの（2）は地域資金の活性化のためのセールスアンドリースバック等の活用ということで、御意見をいただいております。

これに対する対応については、資料②-3の19ページの⑤の項目ですが、纏めて記載させていただいております。読ませていただくと、⑤コンセッション制度を含むPFI事業を採用した事例が積み重なる中で顕在化してきた課題（運営権者が実施できる建築の範囲、SPCの株式の流動化等）を整理し、制度的対応の必要性を検討した上で、必要な措置を講ずるということで、まだ具体的にどのような措置を講ずるかということまでアクションプランに書き込めるほど我々も見られていないのですけれども、そのところは検討を進めていて、必要に応じて、必要な措置を講ずるということで書かせていただいているところでございます。

続きまして、資料②-1の裏面に戻りまして、一番下の3ポツの（3）についてですが、地域金融機関による出資比率の上限規制、いわゆる5%ルールの見直しについてでございます。こちらのほうは、金融庁に確認したところ、現在、規制改革推進会議のほうで既に議論をされていて、今の方向としては、地銀協のほうから、地域経済の活性化に資するような事業については5%ルールを緩和してもいいのではないかという要望が出ておりまして、今、金融庁のほうでも対応いただいているのですが、我々のほうでは検討の中で、ぜひPFI事業も包含できるように考えてほしいということをお願いしているところでございます。

それについての対応は、恐らくこの6月に規制改革推進委員会の答申がまとまって、今

年度、対応が決まっていく見込みです。まずはPPP/PFIの事業もなるべくこのルールの緩和、規制緩和が適用されるように働きかけていきたいと考えているところでございます。

もしその内容を見て、また不十分な箇所や拡充すべき箇所があれば、またこちらの委員会でも議論させていただくかもしれませんが、まずは規制改革推進会議のほうにしっかり働きかけていきたいと思っております。

以上が前回の委員会でも委員の皆様から御指摘を受けて、我々のほうで明確に答えられなかったり、もしくはアクションプランに反映しなければならないようなことについての対応でございます。

引き続きまして、前回、たたき台ではお示しできなかった4ポツの集中取り組み方針、コンセッションの数値目標の項目について御説明させていただきます。

まずは水道なので、22ページが実際の変更した箇所です。水道のほうは集中強化期間の終了年に当たりますので、更新の年に当たっているところでございます。こちらについては6件という目標を立てておりましたが、6件についてデュレジェンスに着手した案件については6件ということで、目標は達成ということで書かせていただいております。

ただ、6件のうち、実施方針の策定まで達している案件がないので、また引き続き、重点分野として着実に支援していくということを記載させていただいております。

ほかに、集中強化期間が終わるものとしては、26ページ、27ページにあるのですが、⑤の文教施設と⑥の公営住宅になります。こちらは両者とも、実施方針の公表の件数だけで目標件数を達成しておりますので、数値目標は達成したということで、シンプルに書かせていただいて、そうは言いながら、引き続きやっていく必要があるので、引き続き、重点分野としてしっかり支援をしていきますということを記載させていただいているところでございます。

前回のたたき台からの主な変更点に関する説明は以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等がございましたら御自由にお出しいただければと思います。よろしく申し上げます。

どうぞ。

○赤羽専門委員 ありがとうございます。

2点ほどお伺いしたいのですけれども、19ページの④、新しく新設していただいたところは、前回のコメントだと4と5に対応するところなのですけれども、今の御説明でキャッシュフローを生み出しにくいインフラのところ、道路やその他、難しいというか、それを対応しているのはわかったのですが、この紙だけだと、そこまで本当に読み解けるのかなというのがありまして、資料②-1の④や⑤だと、④のところはキャッシュフローを生み出しにくいインフラということで、まさに一般道路が典型だと思うのですけれども、トールロードもあるので、先ほど御説明いただいた25ページの④の道路のところは、前回と同様で25ページから26ページ、平成28年度から横展開を図る。

多分、これに対して、前と同じではないかということで私か複数の委員の方が、もうちょっとここに書いてあるように野心的な案を入れてくれと、もっと何かないのかということだったのですけれども、このところに何か書けるものはないかという趣旨で、もちろん包括委託のところは、一般道路のところもあるので、複数年度とかキャッシュフローを生みにくいというところもあるので、その辺はもうちょっとわかりやすく、④と26ページのところは多分、書いてある内容は有料道路のところだと思うのですが、書き分けていただいて、もうちょっと施策がないのかと。

この文章だけを読むと、道路について何も進まない、もしくは、検討されているのでしようけれども、何を検討しているのかがよくわからないというメッセージになりがちかなという感じがするので、そこを入れていただきたいというのが1点。

それから、19ページの⑤もまとめていただいて、建築の範囲とかSPCの株式の流動化、あとは前回、なかなかコンセッションにしにくいもの、利用料金がなかなかとりにくいものでもコンセッション型みたいなものでもできれば取り組みたいというお話も、事務局からもあったと思います。それが⑤ではなくて④のほうに入れているという趣旨でよろしいでしょうか。

以上2点です。

○宇根企画官 同じような意見もあるかもしれませんが、まとめてお答えさせていただきます。

○柳川部会長 それでは、まとめて御質問を出していただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

○財間専門委員 御質問というより、意見になってしまうのかもしれませんが、19ページの今の⑤のところなのですけれども、根本委員から出ていた2番のコンセッションに建設（新增築）を含むことについてのところで、恐らく課題としては運営権者が実施できる建築の範囲というように、範囲と書いてしまうと、非常に狭義になってしまうような気がするので、もうちょっと幅広のことを根本委員はおっしゃっているのではないかと思います。

例えば、恐らくそもそも建築することが出来るのか、でき上がったものに対する権利関係がどうなっているのか、会計処理をどうするのかとか、いろいろな課題が出てくると思うので、そういったもろもろを含めての話だと思われまますので、もうちょっと広義にとれるような書きぶりかなということ。

あと、今度はちょっと話が違って、建築の範囲と流動化等の両方を書いてあると、流動化に向けての課題があるのか、流動化そのものに課題があるのかというようにも読めてしまうところもあるので、もうちょっと括弧内の書き方を工夫していただく必要があるのかなと思います。

思いつきで言うと、建築に向けての課題だとか、流動化に向けての課題だとか、そういう形のほうが広く捉えることができるかなという気がいたします。

○柳川部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○根本部会長代理 根本です。

いろいろ言いまして、いろいろ工夫していただいてありがとうございました。

ずばり書けないという事情がよくわかりつつ、もうちょっと書きたいなと思うのですが、れども、ぎりぎりのところにはおさまっているかなとは思っております。

先ほど学校の話で、資料②-1の6で学校のリースの話がありまして、文科省のお答えはあるのですが、そもそも論として、財政法4条のネックがある以上、各省としてはそれ以上のことは、各省の立場では答えられないというのはそのとおりなのですが、そもそも財政法4条というのが、資産を形成する方向にインセンティブを与えているという人口減少時代にそぐわない法律になっているということ自体が問題であって、それは実はアクションプランの18ページに、昨年度入れたものとして、唯一変わってないところですが、黒で書いてあるところで、みずから資産を保有し、公共サービスを提供する云々ということで、事例を収集し、整理・検討を行う（平成30年度から）となっているのですが、これはそもそもどういうアウトプットだったかなということで、問題意識があって、こういう方向で物を考えていかないと、従来どおりの発想では部分的な修正にならないということで、大もとのところにメスを入れるという意味でこれは記載されているので、それについて、もし進んでいないのであれば、このとおりでいいのか、もっと強めるのか、それも考えないといけないということで、私も修正のほうばかり気にしていて、ここに気づくのが遅くなったのですが、これは議論しておかないといけないなと思います。

将来、そういうことが変更になることも踏まえつつ、各省にはいろいろ政策を形成して行っていただきたいということだろうと思います。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

廻委員、どうぞ。

○廻専門委員 短いのですが、前回のときに申し上げた私のほうの考えが、7の④と⑤でうまくまとめていただいて、私としては非常に満足しています。

これだけです。

○柳川部会長 そのほか、どうですか。よろしいですか。

大西委員、どうぞ。

○大西専門委員 19ページの④のキャッシュフローを生み出しにくいインフラもPPP/PFIの導入を今後、積極的に推進していく必要があるというところなのですが、前段にインフラの老朽化に加え地方公共団体職員の人員不足という背景があるのですが、れども、どうして今後、これを積極的に推進していく必要があるかという点まで少し踏み込んで書いたほ

うが、これを読む人にとって、何のためにこれをやっていくのでしょうかということには理解できるかなと思います。

当然、地方公共団体の職員が人員不足であるということであれば、そういう専門家がないので、そういうことを民間にやってもらうとか、書きぶりの問題なのですけれども、もう少し突っ込んで書くと、どうしてこれを推進していくべきなのかというのがわかりやすくていいかなと思いました。

○柳川部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、このあたりでお答えいただいて、また追加があればということで。

○宇根企画官 それでは、事務局のほうから答えさせていただきます。

まずは、赤羽委員から御意見いただいた資料の25、26ページの道路のコンセッションの部分についてでございますが、こちらは状況を国土交通省に聞いてみたのですけれども、引き続き検討中ということで、新たに追加するべきような情報等はなかったもので、ここは追加できていないということです。

ただ、改めてそういう御意見をいただいたので、国交省のほうには、もうちょっと検討の進捗状況がわかるように、もっと詳しく書けないかとか、そういう話は引き続き伝えてまいりたいと思います。

そういった状況の中で、コンセッションは無理だとしても、ほかのことで前向きにできることはないのかという議論の中で、19ページの④のような記載の中で検討していただこうかと考えているところでございます。

あとは、同じ赤羽委員からいただいた意見で、利用料金をとりにくいPFIは19ページの④なのか⑤なのかということでございますが、こちらはどちらかという④のほうをイメージして、当然、PPP包括委託なども念頭に置きながら書いているのですけれども、こちらでPFIを含めて推進ができないかということを検討してまいりたいということでございます。

続きまして、財間委員からいただいた同じ19ページの⑤の記載ぶりについては、書き方をもう少し工夫できないかということ事務局のほうで考えてみたいと思います。

あとは、根本委員からありました資料18ページの今の新しい①、唯一変わっていないところという話ですが、こちらのほうは今の検討状況を申し上げると、まだまとめて皆様に検討状況を報告できるようなほど進んでいないということでございます。

ただ、リース会社等にヒアリングをして、非保有でやっている事例はないのかと聞いたら、その会社だけでも、学校等では300件くらい事例があるという話を聞いておりますので、既に今、イコールフットィングしない状況でも、リースのほうが有利なケースがあるということだと思うので、どういうケースであればリースのほうが有利なのか、多分、類型化できたりするのではないかと思いますけれども、その中の全てが皆さんに推奨すべきものかどうかという議論もあるので、よく精査して、進めるべきものがあれば、まず制度の改正につなげるのもそうですけれども、そのやり方を地方に発信していただいても意

味があると思うので、進行が遅くて恐縮なのですが、検討のほうは、段階的に進めていきたいと思っております。また検討のスピードを速めて、早く御報告できるようにしたいと思います。

続きまして、大西委員からいただいた19ページの④の記載の仕方です。どうしてこういうことが必要なのかということも書いたほうがいいのではないかとすることは、事務局のほうでまた検討して、書きぶりを工夫させていただきたいと思えます。

御意見、御質問については以上で対応させていただきたいと思えます。

○柳川部会長 今のようなお答えですが、よろしいですか。

御意見は大体18、19ページあたり、新しいものでいう①、④、⑤あたりに集中していて、このあたりは、皆さん思いは大体共通していると思うのですけれども、あとは文章上どこまで書き込めるか、どういう文言にできるかということかと思えます。

そのほかは、いかがですか。よろしいですか。

大分議論した結果の紙なので、これでということであれば、今、お答えいただいたところのあたり、特に⑤、④のあたりは多少文言を御相談させていただいて、可能な限りの御意見を反映した修文ができるかどうかを少し検討するということかと思えます。そういう形にさせていただければと思えます。

それでは、御意見が尽くされたようでしたら、よろしければ本日の審議はここまでにさせていただきます。

このたびのアクションプランの見直しに関する計画部会の開催は、今回で最後となります。本部会の構成員の皆様には、短期間のスケジュールの中で、積極的に御参加、御議論いただきまして、本当にありがとうございました。

○本田専門委員 部会長、済みません。

全般的な御意見は、この後申し上げてもよろしいでしょうか。

○柳川部会長 せっかくですから、もし何かありましたらどうぞ。

○本田専門委員 十分精査されたプランということで、あと基礎自治体というか現場でPPPを推進していくという立場からですけれども、資料②-3の5ページでございます。③の公的不動産の有効活用を図るPPP事業に関連しまして、今、私どもの現場で経験として学んだことの一つといたしまして、公共施設の再編に伴う複合化によって余剰地がどんどん生まれてきます。施設は統合されるのですけれども、余剰地が非常にたくさんふえてくる。

この複合施設の整備と余剰地についても、一体の事業として民間活力の活用を図っていくということが、最近気がついて、実際の例としては2～3件あったのですけれども、それが非常に有効であるということ、現場としてもまず申し上げたいと思っております。

このことについても、③の上あたりに少し追加していただければ、今後の横展開という意味でも有効なのではないかということ等で、意見を申し上げます。

あと2点だけ申し上げます。

参考資料4にPFI事業推進研究会の提言でも触れられております。我々、現場のプラットフォームに参加して肌で感じますのは、大変意識の高い職員あるいは社員、行員の皆さんがふえております。それぞれ情熱を持った個々人がその活動を担っているわけなのですが、地域の機能や金融機関の体力の違いもありまして、組織を挙げて取り組んでいくにはまだ至っていないと考えております。

そのような機運の上昇が非常に必要であると感じておりまして、特に地域の金融機関は企業をつなぐ重要な役割を果たすことが期待されておりまして、もとより組織としてどう取り組むかは最終的には金融機関の自己判断になるわけでございますけれども、ぜひ、国の関係省庁のほうからも、十分にやっていただいておりますけれども、PPPの推進について、書面などで少し背中を押していただければ大変ありがたいと感じております。

最後ですけれども、実は富山市もSDGs未来都市に選定されておりますが、多くの企業や金融機関から、ぜひ一緒に取り組んでいきたいという申し出をいただいております。そういうことを鑑みますと、PPP/PFIの推進というのは、住み続けられるまちづくりという、まさにSDGsの目標に合致しております。

この目標の実現において、極めて有効な手法であるということをごどこかに付記していただければ、ESG投資の関係もでございます。あるいは、民間企業、金融機関も組織を挙げて参加していけるきっかけになるのではないかと考えております。

以上であります。

○柳川部会長 もしレスポンスできるのであれば。

○宇根企画官 3つほど御指摘いただきました。

1つ目は、余剰地を活用して、それも一体的に事業化をしていくことが有効であるということでございますが、それは今回、計画部会でやったレビューの中でもそういう傾向は見られたと思いますので、まだ書きぶりについては調整させていただいて、できるだけ反映できるようにしていきたいと思っております。

2点目の地域活性化に資する事業にするためには、地方金融機関もしっかり参画させなければならぬのではないかとのお話でございますが、それについては、先ほど本田委員から御紹介のあった参考資料4の地域経済活性化につながるPFI事業推進研究会でも提言いただいておりますので、資料②-2の今回の改定のポイントの②の地域プラットフォームのところでも、●の2行目ですけれども、括弧内で地域金融機関との連携も強化していくということを明言しておりますので、実際に地域プラットフォームを運用していく中でも、着実に連携を強めていきたいと思っております。

3点目、SDGsの話も、今回の計画部会の中では、特にそこまでの議論はなかったかと思いますが、ただ、その方向性について異論がある方はいらっしゃると思いますので、どこに記載すべきかは今、ぱっとは言えないのですけれども、なるべく反映できるような方向で調整させていただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○本田専門委員 ありがとうございます。

○柳川部会長 御指摘は皆さん共通して、共感できるところだと思いますので、あとはどのように書きぶりに反映できるかだと思います。

それでは、少し途中になりましたけれども、スケジュールとしては5月24日のPFI推進委員会において、本部会からの報告としてアクションプランの改定案を提示して、審議を行うという予定になっております。

その委員会へ報告するアクションプランの改定案につきましては、本日、いろいろと御意見、御議論いただきましたので、それを踏まえて事務局のほうに修正していただくことにしたいと思います。

もし御了解いただけるのであれば、最後の取りまとめは部会長の私に一任いただければと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、最後に石川審議官から御挨拶をお願いいたします。

○石川審議官 石川でございます。一言御挨拶させていただきます。

これまで、長い間、熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございます。

おかげさまで、令和元年アクションプラン改定案がいま一步のところまで取りまとめることができたかと思えます。御指摘のとおり、少し手直しをしまして、月末の本委員会の議論を踏まえまして、最終的には閣僚級のPFI推進会議でこれを決定しまして、関係省庁はこの方針に沿って動くこととなります。

現在、我々は調査中なのですが、今年度、令和元年度だけでも、自治体の総合計画などを調べますと、新設、大規模修繕、更新が予定されております事業は約800件あるようでございます。

一方、平成29年度の自治体発注PFI事業件数は41件ということで、まだまだかなりの乖離があると感じております。

経済財政諮問会議、未来投資会議、行政改革推進会議などでもPPP/PFIはさらに推進すべきと。そのための制度改正、環境整備をすべきとハツパをかけられておりまして、PFI法に基づく組織でありますPFI委員会にかかる期待は大変大きいものがあると感じております。

本日お示しいたしましたアクションプランの中にも、まだ今後、検討を要するという課題も幾つかございまして、引き続き、幅広く御議論いただきまして、PPP/PFIを一層普及させて、地方創生、財政健全化、経済活性化につなげていけるよう、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

本日はありがとうございます。

○柳川部会長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうから連絡事項があればお願いいたします。

○宇根企画官 貴重な御意見ありがとうございました。

資料のほうは、参考資料をたくさんつけてありますが、後でごらんになっていただければと思いますけれども、特にごらんになっていただければと思うのは、参考資料5と参考資料6は、事業推進部会のほうで御議論いただいて、参考資料5のほうは、優先的検討をやっていく上で自治体の負担を軽減すべきではないかという施策に対して、導入検討を簡易にするためのマニュアルを取りまとめていただいて、この2月に公表したものです。

また、参考資料6のほうは、期間満了PFIの検証ということで、これもアクションプランに書いたものですので、期間満了PFIの検証というのはまだ途中段階なので、今後も引き続き検証していきますが、もし御興味があれば、ごらんいただければ大変ありがたいと思っております。

参考資料については以上でございます。

次回の計画部会についてですが、例年どおり、次に開くときには、各施策のフォローアップをさせていただく段階になると思いますので、また時期が決まりましたら御連絡さしあげますので、日程調整をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の部会は以上で閉会させていただきたいと思っております。

皆さん、どうもありがとうございました。